平成２９年（フ）第３号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲530番地の１
新城内団地10号室
債務者　松田　拡樹
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１４９８号
東京都練馬区北町３丁目15―12―301
債務者　坂井　博克
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４９９号
東京都練馬区北町３丁目15―12―301
債務者　坂井　佳子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１２号
東京都武蔵野市西久保３丁目１―29
債務者　小林夏樹こと　黄　　婷鈺
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２５号
横浜市南区堀ノ内町２丁目213番地、住民票上の住所横浜市南区蒔田町字三度台1018番地15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田719
債務者　内田　雅也
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３７号
横浜市瀬谷区相沢５丁目64番地８　グリーンハイツひらもと103
債務者　黒澤　彩美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４４号
神奈川県大和市代官１丁目11番地３　コーポラスユーＢ202
債務者　田畑　咲子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４６号
横浜市泉区岡津町91番地３　エクセルⅡ101号
債務者　島田　惠子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５３号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地１　南台ハイツＡ８棟303号
債務者　遠藤　照子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１号
神奈川県大和市福田２丁目33番地11　桜ケ丘ハイツ103号
債務者　成田麻衣子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５０号
神奈川県藤沢市天神町１丁目14番地の11　レジデンスＳⅡＣ２
債務者　柳原　和幸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４３２号
東京都千代田区神田岩本町１番地
破産者　株式会社日本電脳相談
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６２号
埼玉県桶川市東１丁目２番27号
破産者　株式会社グラスオニオン
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
神奈川県逗子市山の根２丁目３番15号　サクラガーデン逗子202
破産者　三橋　宣彦
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２９号
京都府京丹後市峰山町堺10番地の２
破産者　株式会社よしむら
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１２０号
大分市舞鶴町２丁目３番30号
破産者　有限会社仕出しの連連
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係